

事 務 連 絡

令和3年4月24日

各学校施設開放運営委員会  
会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部  
政策調整担当課長 東 慎太郎

## 緊急事態宣言発令下における学校施設開放事業について

平素は学校施設開放事業にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年4月25日から5月11日までの間、兵庫県に緊急事態宣言が発令されることとなりました。

発令期間中の学校施設開放事業での施設利用は中止とさせていただきます。

ただし、公式戦等（※）での利用については、主催者による責任ある感染防止対策の徹底のもとで可能とします。

感染の拡大防止のために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※公式戦等とは、主催者が責任を持って、競技団体等が定めるガイドラインを遵守するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図って開催される大会等をいう。

担当 教育委員会事務局総務部総務課  
政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618